

＜栄東高校同窓会会則＞

- 第1条 本会は学校法人佐藤栄学園栄東高等学校同窓会と称し、事務所を母校に置く。
- 第2条 本会は会員の教養を深め、相互の親睦を図り、あわせて母校の発展に寄与することを目的とする。
- 第3条 本会の会員は母校卒業者とする。
- 第4条 本会は目的達成のため次の事業を行う。
- 1) 総会，役員会等の開催
 - 2) 名簿及び会報の発行
 - 3) 講習会，講演会等の開催
 - 4) 母校職員，転退者に謝意を表すること
 - 5) その他，目的達成に必要と認むる事業
- 第5条 本会は次の役員を置く。
- 1) 名誉会長 ………母校校長
 - 2) 顧問 ………母校職員の中から会長が委嘱する
 - 3) 会長 1名 ………会員の中より役員会に於て選出する
 - 4) 副会長 ………会員の中より役員会に於て若干名選出する
 - 5) 評議員 ………卒業回ごとに若干名
 - 6) 幹事 ………評議員の中から会長が若干名委嘱する
 - 7) 監事 2名 ………会員の中から会長が委嘱する
- 尚，役員任期は2年とし，再選を妨げない。
- 第6条 役員の仕事は次の通りとする。
- 1) 会長は本会を代表し，会務を総理する。
 - 2) 総会及び役員会は会長が議長となる。
 - 3) 副会長は会長を補佐し，会長事故ある時は会長の代理をする。
 - 4) 評議員は会務を審議し，重要事項を審議する。
 - 5) 幹事は庶務，会計に関する事務を掌る。
 - 6) 監事は，会計を監査する。
- 第7条 本会の総会は年1回，及び必要ある時会長がこれを開催する。また，出席者の過半数をもって決議する。但し，役員会の決定により行わないこともある。また，総会は次の事項を行う。
- 1) 会務報告
 - 2) 予算・決算の承認
 - 3) その他，必要な事項

第8条 本会の役員会必要ある時会長がこれを開催する。また、役員会は次の事項を行う。

- 1) 会務遂行
- 2) 総会準備
- 3) 予算立案
- 4) その他、必要な事項

役員会の決議は出席者の2/3以上の同意を要す。また、役員会における決定事項は総会または、会報によって会員に報告する。

第9条 本会の経費は会員の会費、並びに寄付金をもってあてる。

会員は入会の際に会費を納入する。但し、会費金額は役員会で定める。

第10条 会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第11条 本会に支部を置くことができる。支部機構は支部で制定して支部長及び連絡代表者を置き、これを会長に報告する。

第12条 本会の会則は、総会の決議を経て変更することができる。

右決議は出席者の2/3以上の同意を要する。

付 則 この同窓会会則は、昭和56年4月1日から実施する。

この同窓会会則は、昭和60年3月17日に修正、実施する。

この同窓会会則は、平成16年6月12日に修正、実施する。

この同窓会会則は、平成17年6月11日に修正、実施する。

この同窓会会則は、平成27年6月6日に修正、実施する。